平成 12 年 9 月 28 日 兵警少例規第 13 号

少年補導職員運用要領を下記のように定め、平成 12年 10月 1日から実施する。

第1 趣旨

この要領は、少年サポートセンター運営要領(昭和 54 年兵警少例規第 12 号)9 の規定に基づき、少年補導職員(以下「補導職員」という。)の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 任用

- 1 補導職員は、少年警察活動規則(平成 14 年国家公安委員会規則第 20 号)第2条 第11号に規定する知識及び技能を有する者のうちから、特別職の非常勤職員として 警察本部長が任命する。
- 2 補導職員の任用期間は、1年とし、任用された日の属する年度の末日をもって終 了する。ただし、再任用することを妨げない。

第3 服務

- 1 補導職員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上 司の職務上の命令に従わなければならない。
- 2 補導職員は、その信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 3 補導職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、 同様とする。
- 4 補導職員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

第4 解職

警察本部長は、次の事由のいずれかに該当するときは、補導職員を解職するものと する。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。
- (2) 補導職員として、ふさわしくない非行があったとき。
- (3) 前記第3の規定に違反したとき。

第5 勤務時間

- 1 補導職員の勤務時間は、1週間につき 30 時間とし、その勤務の割り振りは月曜日 から金曜日までの午前 10 時から午後 5 時までとする。
- 2 生活安全部少年育成課長(以下「少年育成課長」という。)は、必要があると認めるときは、前記1の勤務の割り振りを変更することができる。
- 3 補導職員の休憩時間は、通常勤務者(兵庫県警察職員勤務規程(昭和 30 年兵庫県 警察本部訓令第 29 号)第 29 条に規定する通常勤務者をいう。)に準ずるものとする。

第6 派遣要請

1 警察署長は、少年警察活動の効果的な推進を図るため、補導職員の派遣を必要と 認めるときは、少年補導職員派遣要請書(様式第1号)により、警察本部長に要請 (生活安全部少年育成課(以下「少年育成課」という。)経由)するものとする。 ただし、継続補導にあっては、この限りでない。

- 2 警察本部長は、前記1の要請があった場合において、必要があると認めるときは、 当該派遣要請をした警察署に補導職員を派遣するものとする。
- 3 派遣を命じられた補導職員は、派遣先の警察署長の指揮を受けるものとする。
- 4 派遣先の警察署長は、補導職員を2週間以上継続して派遣させる必要がある場合は、その理由及び期間を明らかにした書面により警察本部長の承認(少年育成課経由)を得なければならない。

第7 身分証明書

補導職員は、勤務時間において、身分証明書(様式第2号)を携帯し、職務の執行に当たり身分を証明する必要があるとき、又は正当な理由により要求されたときは、これを提示するものとする。

第8 調査することができる者の指定等

- 1 少年育成課長は、低年齢少年に対する質問その他の職務の遂行に必要な事項に関する教育訓練(以下単に「教育訓練」という。)の実施事項を策定の上、補導職員に対し、教育訓練を実施するものとする。
- 2 少年育成課長は、前記1の規定により教育訓練を実施した場合において、当該補 導職員について、少年法第6条の2第3項に規定する警察職員としての指定(以下 単に「指定」という。)を受けようとするときは、推薦書(様式第3号)により、警 察本部長に推薦するものとする。
- 3 警察本部長は、前記2の規定による推薦を受けた場合において、当該推薦に係る 補導職員が少年の心理その他の特性に関する専門的知識を有していると認められる ときは、指定をするものとする。この場合においては、当該補導職員に対し、指定 書(様式第4号)を交付するものとする。
- 4 警察本部長は、指定をした補導職員が、次に掲げるいずれかに該当するときは、 その指定を取り消すものとする。
- (1) 任用期間が終了したとき。
- (2) 前記第4の規定により解職したとき。
- (3) 少年法第6条の2第3項に規定する調査の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。

第9 運用上の留意事項

少年育成課長は、補導職員の運用に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 補導職員の持つ能力をいかした効果的な運用に努めること。
- (2) 補導職員の活動に当たっては、活動内容等を勘案して、複数による対応、警察官の同行等受傷事故防止のための措置をとること。
- (3) 補導職員に対して、職務執行に必要な知識、技能を習得させるための教養の充実を図ること。